

## 随意契約理由書

件名	烏原川3号調節池 2号水中ポンプ購入
契約の相手方	(株)鶴見製作所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>当該調節池は、西小部川の水位が一定以上になった際に、洪水を貯留し、下流の治水安全度を高める役割を担っている。今回調達する水中ポンプは、出水の恐れがない時に貯留した水を排水するためのものである。</p> <p>既設の水中ポンプは、設置から19年経過し、経年劣化していることから、新たに調達するものである。</p> <p>当該水中ポンプは、ガイドパイプに沿って降ろすと自動的に水中部の吐出管と接続する方式の物を採用しており、この方式は統一した規格がないため、各社で細部の寸法が異なり、メーカー間の互換性がない。従って、当該ポンプの仕様に適応しているのは、上記業者が設計・製作を行った水中ポンプのみであり、上記業者以外から調達することはできない。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局北建設事務所安全推進係 (電話番号078-981-5191)